大阪市教育委員会
委員長　多田勝哉　様

2025 年 9 月 18 日
大阪市学校園教職員組合
執行委員長　宮城　登
女性部長　坂本　朋子

要　求　書

私たち女性教職員は、命を生み出し、命を守り育てたいと願ってきました。そして、私たちは、ジェンダー平等、人間らしく生き続ける社会をめざし、保護者・地域の皆さんと力を合わせて、子どもたちの笑顔輝く学校園にしたいと日々様々な取り組みを進めています。今、学校園には若い女性教職員が増え、妊娠・出産・子育てをしながらの勤務を望む者も増えています。しかし、深刻な長時間労働が蔓延する中、病欠、若年退職者も増えています。また、何らかの疾病を抱え通院・投薬をしながら働いている者も少なくありません。

教職員の健康実態を把握し、安心して妊娠・出産・子育てをしながらの勤務ができるよう、また、定年まで元気で働き続けることができるよう女性教職員を励ます施策をすすめていただきたく下記の要求をします。貴委員会として十分検討され、各事項についてすみやかに解決をはかられるよう要求します。

記

１．大阪市への権限移譲に伴い、後退した勤務労働条件を府並みに戻すこと
（１）生理休暇は、年間の回数制限を設けないこと。
（２）短期介護休暇は『２週間以上にわたり、生活に支障がある者』という取得条件を無くすこと。
（３）育児部分休業は、府に準じて 15 分単位にすること。

２．妊娠・出産にともなう労働条件について
（１）産休期間は、本人申請を厳守して、運用を認めること。
（２）産休、育休代替教職員を期日までに必ず配置すること。
（３）児童生徒一人ひとりをきめ細かく指導できるよう、産休前後の引き継ぎを完全に保障すること。
（４）妊娠・出産にかかわる権利をはじめ、女性が働き続けるための母性保護権利の全てを快く行使できるよう管理職への指導を徹底すること。
（５）医師による診断があれば、妊娠判明時より、代替者を配置すること。
（６）妊娠中の体育実技・負担軽減措置について
・妊娠判明時（本人申請）から非常勤講師を必ず配置すること。
・制度があるのに講師が配置されないため､妊産婦は大きな危険にさらされている。

早急に解決を図ること。

（７）感染症の防止の観点から、妊娠中の女性教職員に対する特別休暇を創設すること

（８）出生サポート休暇・不育症治療について

・出生サポート休暇の日数に制限を設けないこと。

・不育症治療のための休暇を創設すること。

３．育児休業制度について

（１）育児休業については、選択制・現場復帰を確実に保障すること。

（２）育児休業制度の有給化を国に働きかけること。

４．その他

（１）セクハラ・マタハラなど、女性教職員への人権・労働権の侵害防止・救済について措置をすること。

（２）定期健康診断の中に婦人科検診の項目を設けること。

2025 年　9 月　18 日

大阪市学校園教職員組合
女性部長　坂本朋子

資料請求

以下の資料を求めます。

１．2024 年度末　女性退職者数

２．2024 年度　病気休職者数

３．2024 年度　産休・育休取得者数

４．2024 年度　女性教職員定期健康診断受診者数、及び有所見者数

５．2024 年度　セクハラ・マタハラ相談件数

６．2024 年度　妊娠中の負担軽減措置を申請した人数

７．2024 年度　妊娠中の負担軽のための非常勤講師が申請期日に配置されなかった件数

８．2024 年度　産休講師が申請期日に配置されなかった件数

９．2024 年度　現職死者数